

広島県告示第三百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条第一項の規定によつて、次の保安林の指定施業要件を変更した旨の通知を農林水産大臣から受けたが、森林所有者の所在が不明なため、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定による通知ができないので、同法第百八十九条の規定によつて、通知の内容を三次市役所の掲示場に掲示した。

平成二十年三月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び所有者の氏名

所 在 場 所	所有者の氏名
三次市作木町大山字高下一五八の二、一五八の三	一面與市
三次市作木町大山字高下一五九、一六〇	新宅和男
三次市作木町岡三淵字野中甲一四三の一、甲一四三の七	中村トシエ
三次市作木町大島字腕ヶ迫山但夏山一七八の二、一七八の一四	亀崎好則
三次市作木町大島字腕ヶ迫山但夏山一七八の三	亀崎モ、ヨ
三次市作木町下作木字中ノ郷五一〇	泉川壽美

二 指定の目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法及び限度について